

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく出資団体監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘

同 大 賀 一 慶

同 関 谷 博

同 亀 田 博

記

1 監査の対象

公益財団法人下関市文化振興財団

2 監査の範囲

- (1) 出資団体の平成 30 年度における事業及び経理の執行状況
- (2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

3 監査の方法

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として平成 30 年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査にあたっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

- (1) 定款並びに経理規程等諸規定は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (5) 収益率及び財務比率は良好か。
- (6) 会計経理及び財産管理は適切か。

(7) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。

(8) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

4 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年11月29日まで

5 監査の結果

出資団体である公益財団法人下関市文化振興財団の事務及びその所管課の事務については、関係法令（事務関係規程を含む。）に規定されている様々な事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

出資団体（公益財団法人下関市文化振興財団）に関する事項	
[指摘事項]	(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第178条第2項において、評議員会は同法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる旨が規定されているが、平成30年度第2回評議員会で承認を決議した「事業計画書」、「収支予算書」、「資金調達及び設備投資の見込みについて」は、評議員会が決議する事項として同法に規定されておらず、また、定款にも定められていない。評議員会での決議の必要性を整理の上、適正に決議されたい。
[指摘事項]	(2) 給与から互助会費等の控除をしているが、労働基準法第24条第1項ただし書に基づく賃金控除に関する協定がなかった。適正に事務処理されたい。
[指摘事項]	(3) 就業規則に基づく職員の勤務時間及び休日の割振りに係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。また、必要に応じて就業規則を見直されたい。 ア 職員の休日は、平成6年1月1日を起算日とする4週間ごとに8日割振ることとなっているが、多くの4週間の単位期間で休日の割振りの過不足が見受けられた。（市民会館、生涯学習プラザ、近代先人顕彰館（以下「顕彰館」という。）） イ 年間を通じて、職員一人あたり平均して3.6日の休日の付与不足があった。（市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館）

<p>(全ての職員に付与不足があり、最大で6日、最小で1日の付与不足が確認された。)</p> <p>ウ 各人ごとの休日は、勤務割表により各4週間が始まる一か月前までに通知する必要があるが、通知が遅延していた。(市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館)</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 就業規則に基づく休日の振替に係る事務において、同一週内での振替ではなかったために、休日労働を命じられた週の労働時間が40時間を超えた場合において、割増賃金を支給していなかった。適正に事務処理されたい。(市民会館、生涯学習プラザ、顕彰館)</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 就業規則に基づく通勤手当の支給に係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 通勤手当の非課税限度額を過少に算定する誤りがあった。(1名分)</p> <p>イ 就業規則第30条及び就業規則取扱要領により、通勤手当の額及び支給方法は下関市職員に支給される通勤手当の例によるとされ、バスやJRなど普通交通機関等で通勤する職員については、下関市職員と同様に定期券の価額で支給されている。しかしながら、下関市職員の場合は「支給単位期間」を6月として一度に六か月定期券の価額が支給されているが、文化振興財団の常勤職員(嘱託職員は除く。)は1月ごとに一か月定期券の価額が支給されていた。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(6) 市民会館の使用許可において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 時間を延長して使用されているが、延長の許可をした記録がない事例があった。</p> <p>イ 許可時間の変更や延長使用の許可の際に、申請書に記載の申請時間を二重線で修正しているだけの処理をした事例が多数見受けられた。</p> <p>ウ 当初から開館時間を延長(例えば午前7時～午後5時使用)して許可をしているにもかかわらず、延長時間を除く基本時間(午前9時～午後5時)の使用料のみ事前に納付させ、延長使用料は附属設備使用料とあわせて使用後に徴収している事例があった。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(7) 旅費規則第2条及び第3条の規定では、旅費の種類及び計算等については、「下関市職員等の旅費に関する条例の例による」とされているが、同条例による取扱いとは異なる、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。(顕彰館)</p> <p>ア 自宅から北九州空港まで自家用車を使用した場合に、自宅・北九州空港間往復の車賃を支給していなかった。</p> <p>イ 下関市地域内ではない北九州市戸畑区への出張に対し、旅行命令ではなく管内出張命令を発していた。結果として、旅費が過少支給となっていた。</p>
<p>[意見]</p> <p>(1) 生涯学習プラザの保守点検管理に関する全ての業務の再委託を、「専門業</p>

<p>者でないと保守管理できない」という理由で一者のみを選定する随意契約により契約していた。特殊性のある業務を施行能力のある業者に委託することの有利性は理解できるが、害虫駆除や植栽管理などに特殊性や専門性はないと思料する。また、文化振興財団が行う修繕等の契約事務においても、同様の契約が多数見受けられた。工期が一か月先のような緊急性がないもの、LANケーブルやコンセントの増設、LEDの取替など他の業者でもできるようなものは、競争性を担保するために複数者から見積書を徴取するといった基準等を定めた契約業務に関する規程の整備を検討されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>(2) ホールを有していることもあり、市民会館と生涯学習プラザの電気代が多額になっている。所管課と文化振興財団は、省エネルギーや経費削減の観点から、LEDへの切り替えや新電力の導入など検討されたい。</p>
<p>出資団体の所管課（観光スポーツ文化部文化振興課）及び出資団体が管理する指定管理施設の所管課（教育委員会教育部生涯学習課）に関する事項</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 生涯学習プラザの備品等（I種）のうち、市の備品整理票の貼付がないものが多数見受けられた。生涯学習プラザでは備品管理システムを導入し、別に管理しているとはいえ、市の備品である以上、下関市会計規則第109条に基づき備品整理票を貼付して整理する必要がある。適切に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>(1) 生涯学習プラザの5階テラスには芝生広場があり、文化振興財団は基本協定の仕様書に基づき、「芝生を保護・育成することにより、利用者の快適な環境を維持する」ために植栽管理業務を実施することとされている。しかしながら、5階テラスへの出口は図書館施設からの通用口の一か所しかなく、通常は施錠されており、利用者は芝生広場に立ち入ることができない状況である。植栽管理業務には年間222,480円の委託料が支出されているが、現状では費用に見合う効果があるとは言い難い。生涯学習課は、芝生広場を有効活用するよう検討されたい。また、有効活用できないのであれば、芝生広場の管理方法の見直しを検討されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>(2) 文化振興財団が指定管理者として管理している3施設は、建築後かなりの年数が経過しており、今後は不具合が頻発することが予想され、特に市民会館では、開館当初から更新されていない舞台設備等もあり、多額の改修費用がかかることが想定される。指定管理業務の基本協定では、費用が1件につき50万円以上の改修等は原則として市が自らの責任と費用で行うこととなっているが、平成30年度は、50万円以上の改修等のうち、計5件（費用の合計額は518万2,812円）の改修を文化振興財団が自らの費用で実施した。文化振興財団が今後も費用を負担することが可能かは不透明であり、また、不具合の場所や程度によっては、イベントの中止や閉館を余儀なくされ、施設運営に支障をきたすおそれがあることから、所管課は、施設の状況を把握し、的確に予算を確保するよう留意されたい。</p>

以上